

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当館が必要と認める事項

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）である場合。
- (5) 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 熊本県旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき。

第 6 条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
2. 当館は宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 7 条 当館の契約解除権

1. 当館は次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）である場合。
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 熊本県旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条 宿泊の登録

1. 宿泊客は宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法に
り行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 4 時から翌朝 10 時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過 3 時間までは、室料相当額の 30%
 - (2) 超過 3 時間以上は、室料相当額の 100%
3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の 70%とします。

第 10 条 利用規則の遵守

宿泊客は、当館内においては当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 営業時間

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット
各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
イ.門限 なし
ロ.フロントサービス 終日
 - (2) 飲食等(施設)サービス時間
イ.朝食 午前 8 時から午前 9 時 30 分
ロ.昼食 午前 11 時から午後 2 時
ハ.夕食 午後 5 時から午後 9 時(3) 附帯サービス施設時間
イ.貸し切り家族湯 午前 10 時から午後 10 時 (受付)
2. 前項の時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。
その場合には適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条:料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり
得る方法により宿泊客の出発の際又は当館が請求した時フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料
金は申し受けます。

第 13 条:当館の責任

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた
ときはその損害を賠償します。ただしそれが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りで
はありません。
2. 当館は防災につとめておりますが万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条:契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当館は宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第 15 条:寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。
ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、10 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

第 16 条:宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合はその到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。
ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは発見日を含め 7 日間保管しその後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条:駐車場の責任

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ただし駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条:宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対しその損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	<1> 基本宿泊料（室料+朝・夕食料）
	追加料金	<2> 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用金
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

備考

- 基本宿泊料は に掲示する料金表によります。
- 子供料金は小学生以下に適用し大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の100%、子供用食事と寝具を提供したときは6000円、寝具のみを提供したときは3000円をいただきます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

		契約解除の通知をうけた日					
		不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前
契約申込人数	14名まで	100%	100%	50%	30%		
	15名～	100%	100%	50%	30%		

(注)

- %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合はその短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を収受します。
- 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。